

国家公務員に対する啓発、相談体制の整備のため、以下の取組を実施

I ワークライフバランス(WLB)の推進

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく取組の推進、周知・啓発により、超過勤務の縮減、年次休暇の取得を促進、WLBを推進

① WLB推進強化月間(7・8月)の実施

- ・平成27～29年度に引き続き、長時間労働を打破し、生活スタイル変革を促す「ゆう活」の実施をはじめとした取組を推進
- ・期間中の第1・第3水曜日の本府省等の退庁状況
 「ゆう活」実施者の定時退庁割合：76%、
 職員全体の20時までの退庁割合：79%
 (参考) 推進強化月間前(6/27(水))における20時までの退庁割合：73%

② 超過勤務の縮減と休暇取得促進、WLB推進のためのマネジメントの向上

- ア 管理職による超過勤務予定の事前把握の徹底、年次休暇の取得促進
 - ・超過勤務の理由・見込時間を管理職が事前に把握
 - ・年次休暇の取得促進のため、連続休暇の取得の奨励、計画表の活用
- イ 働き方改革と女性活躍、WLB推進に係る管理職員向けeラーニングの実施
 - ・管理職員の意識改革を加速し、取組を率先して行う管理職員を増加させるため、全管理職を対象としたeラーニングを実施
- ウ 女性活躍・WLB推進マネジメントセミナーの開催
 - ・本府省及び全国の8ブロックで合計約300名が参加見込み
 - ・全ての職員のWLBに資する取組を率先して行えるよう、管理職として求められる行動・役割につき 講義・グループ討議



＜平成30年度WLB推進強化月間「ゆう活」のポスター＞

Ⅱ 心身の健康の保持増進

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第73条に基づく「国家公務員健康増進等基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定。平成28年3月2日最終改正)に沿って、管理職員等による健康マネジメントを推進

<公務員に対する周知・啓発等の実施>

① 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー

- ・全国6ブロックで管理職員等を対象に実施し、合計約320名が参加見込み
- ・メンタルヘルスの基礎知識や不調者への実際の対応方法を習得

② eラーニングを用いたメンタルヘルス講習、ハラスメント防止講習

- ・新任の管理職員・課長補佐・係長 約1万人を対象に実施
- ・メンタルヘルスやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの基礎知識や部下との相談対応方法を習得

※国家公務員健康増進等基本計画に基づき、平成28年度から新任管理者等につき、「心の健康づくり」「ハラスメント防止」に関する研修の受講を必修化し、体系的な教育を実施

③ 生活習慣病対策等の健康増進対策の推進

- ・過労死等の原因となる脳血管疾患や心臓疾患を予防する観点から、健康診断等の結果、要医療・二次健診の対象となった職員への確実な受診等の指導、健康診断の結果データを活用した健康増進対策を推進

<公務員に対する相談体制の整備等>

○各府省等カウンセラー講習会

- ・全国6ブロックで各府省等に配置されているカウンセラーを対象に実施し、合計約200名が参加見込み
- ・カウンセリング能力の向上を図る実践的講義